

# 役員等の報酬規程

社会福祉法人嘉穂福社会

## 役員等の報酬規程

第1条	(目的)	1
第2条	(定義)	1
第3条	(理事会及び評議委員会の出席報酬)	1
第4条	(理事の報酬)	1
第5条	(監事の報酬)	1
第6条	(日当)	2
第7条	(宿泊料)	2
第8条	(改正)	2

# 役員等の報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は社会福祉法人嘉穂福祉会の役員等の報酬について定めるものである。

## (定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事長、理事、監事及び評議員をいう

## (理事会及び評議委員会の出席報酬)

第3条 理事長及び理事が、理事会に出席したときは、下記表による1日分の報酬及び交通費の実費弁償費を支払うことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず理事長及び理事が法人の職員の場合は、報酬及び交通費の実費弁償費は支払わないものとする。
- 3 評議員が、評議委員会に出席したときは、下記表による1日分の報酬及び交通費の実費弁償費を支払うことができる。
- 4 私用者をした場合は路線1kmにつき40円とする。

区分	出席報酬
理事長	10,000円
理事	10,000円
監事	10,000円
評議員	10,000円

## (理事の報酬)

第4条 理事長及び理事が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は下記表による報酬及び交通費の実費弁償費を支払うことができる。

- 2 理事長及び理事が法人の職員の場合はその支給は法人の旅費規程に従う。

区分	業務報酬
理事長	15,000円
理事	10,000円
監事	10,000円

## (監事の報酬)

第5条 監事が理事会及び評議委員会に出席したときは、第3条に定める表による1日分の報酬及び交通費の実費弁償費を支払うことができる。

- 2 監事が、理事会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会い及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、第4条に定める表による報酬及び交通費の実費弁償費を支払うことができる。

(日当)

第6条 役員等は出張した場合は下記の表により日当を支給する。

区 分	60 km以上	30 km以上 60 km未満	30 km未満	
			8時間以上	4時間以上8時間未満
役員等	5,000円	2,500円	2,000円	1,400円

(宿泊料)

第7条 出張が2日以上にわたる場合で行程が100km以上の場合は、下記表に定めた宿泊料を支給する。

- 行程100km未満の場合で公務の必要上、又は天災その他止むを得ない事情で宿泊を要し、施設長の承諾を得た場合は第1項の規定により宿泊料を支給する。
- 出張の行程が100km以上でも、出張日数が1日間で宿泊を要しない場合は、第1項の規定にかかわらず宿泊料を支給しない。
- 会議等で、特に宿泊料について額の指定があった場合は、前項の規定にかかわらず、その指定された額を支給することがある。

区 分	宿泊料（一夜につき）	
	甲地区	乙地区
役員等	15,000円	12,000円

(改正)

第8条 本規程の改正は、評議委員会の議決を経なければならない。

付則 この規程は平成29年4月1日より施行する。

この規程は平成31年1月1日より一部改訂する。